

2020年9月14日
一般財団法人日本規格協会

産業標準案の作成及び審議について

下記の産業標準案（以下、本 JIS 案という。）につきまして、2020年7月3日に管理システム規格分野産業標準作成委員会に議決され2020年8月7日に主務大臣に申出いたしましたが、申出した本 JIS 案において、対応国際規格 ISO 22301:2019 の 8.4.4.2 d) 3) が欠落していることが判明し、申出を取り下げ、再度内容を確認することといたしました。

これを受けて、JIS 素案作成委員会及び事務局にて、本 JIS 案を改めて確認し修正いたしましたので、当会産業標準作成委員会規程に基づき資料 3 について改めて審議をお願いいたします。前回議決からの修正は、資料 4 をご参照ください。

本 JIS 案につきましては、産業標準案作成経過報告書のとおり“JIS 案の必要要件”を満たしていると事務局が判断したことから、産業標準作成委員会にお諮りするものです。

なお、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程第 13 条（別紙）では、“委員会の作成及び審議によって、意見受付公告を実施した J I S 案の内容に技術的変更が大きく、かつ、委員会において意見受付公告を再度行うべきとの議決がされた場合は、再度意見受付公告を実施する。”としております。修正前の本 JIS 案は前回議決されており、かつ、資料 4 は技術的内容の大きな変更には当たらないことから、本 JIS 案については意見受付公告の再実施は必要ないと考えておりますので、併せてご審議いただきたくお願いいたします。

委員会において議決された場合には、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣に申出いたします。

なお、JIS 案及び産業標準案作成経過報告書の体裁、様式、字句の修正等に関する軽微な内容につきましては、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。

記

JIS 案

規格番号	規格名称	制定、改正等の別	資料番号
Q22301	Q22301 セキュリティ及びレジリエンス—事業継続マネジメントシステム—要求事項	改正	資料 3

以上

当会規程 認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程
(意見受付公告に関する規定の抜粋)

(意見受付公告の実施)

第 13 条

(中略)

- 2 制定及び改正に係る J I S 案並びに廃止する J I S に関して実質的な利害関係を有する者からの意見を受け付けるために、機関命令第 4 条第 1 項第 9 号の規定に従って意見受付公告を実施するものとする。その手続きについては「認定産業標準作成機関 意見受付公告の手続きに関する細則」に定める。
- 3 意見受付公告は、J I S 素案作成が完了した J I S 案について委員会開催前に実施する。ただし、委員会の作成及び審議によって、意見受付公告を実施した J I S 案の内容に技術的変更が大きく、かつ、委員会において意見受付公告を再度行うべきとの議決がされた場合は、再度意見受付公告を実施する。
- 4 意見受付公告の受付期間は、意見受付公告の開始から 6 0 日間とする。

(以下、略)